	内容	問い合わせ先
農業融資相談	農業融資全般に関する相談(平日	県農林水産局就農支援課
	8:30~17:15)	☎ 513-355
	日本政策金融公庫資金(農林漁業	
食に関する亡 と	セーフティネット資金、農業経営 基盤強化資金(スーパーL資金)、経	
_	営体育成強化資金)	辰你小庄争未
	【対象】新型コロナウイルス感染症	
	により経営の維持安定が困難と	
	なった農業者 [®] ど	
	【資金の使途】農業者の経営の維持	
	安定に必要な資金など	
	【申込方法】取扱金融機関へ 農業近代化資金	【取扱金融機関】
	【対象】新型コロナウイルス感染症	
	により経営の維持安定が困難と	
	なった農業者 [®] ど	☎ 831-592
	【資金の使途】長期運転資金など	JA安芸 金融共済部融資審査健全
ᄔᄴᇜᄹᄼᆉ	【申込方法】取扱金融機関へ	☎ 822-62′
	日本政策金融公庫資金(農林漁業 セーフティネット資金)	県農林水座同林美謀 ☎513-36
世に対するに	ピーフティネット真亜/ 【対象】新型コロナウイルス感染症	
_	により経営の維持安定が困難と	
	なった林業者を	日本政策金融公庫 広島支店
	【資金の使途】林業者の経営の維持	農林水産事業 ☎249-91
	安定に必要な資金な	
	【申込方法】取扱金融機関へ	曲++'海豐/三田甘人
	農林漁業信用基金による債務保証 (林業・木材産業災害復旧対策保	
	証「新型コロナウイルス感染症対	
	策])	
	【対象】新型コロナウイルス感染症	
	により、経済的被害が見込まれ事	
	業継続に支障を来している林業・	
	木材産業を営む人 【資金の使途】新型コロナウイルス	
	に必要な新たな資金	
	【申込方法】直接取引先の金融機関	
- W 55 F	<u> </u>	FT- IT A TIMED!
	日本政策金融公庫資金(農林漁業セーフティネット資金)	【取扱金融機関】 日本政策金融公庫 広島支店
とのであるので	【対象】新型コロナウイルス感染症	
_	により経営の維持安定が困難と	-213 J.
	なった漁業者など	
	【資金の使途】漁業者の経営の維持	
	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
	安定に必要な資金など	
	安定に必要な資金 ^を と 【申込方法】取扱金融機関へ	
	安定に必要な資金 ^を と 【申込方法】取扱金融機関へ 漁業近代化資金	県農林水産局水産課
	安定に必要な資金をと 【申込方法】取扱金融機関へ 漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症	県農林水産局水産課
	安定に必要な資金 ^を と 【申込方法】取扱金融機関へ 漁業近代化資金	県農林水産局水産課
	安定に必要な資金をとれます。 【申込方法】取扱金融機関へ 漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者をとれる。 【資金の使途】指定水産動植物(か	県農林水産局水産課 ☎513-36 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会
	安定に必要な資金をとします。 【申込方法】取扱金融機関へ 漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者をとして、またのでは、おして、またのでは、おき、あさりをといの種苗の購入または	県農林水産局水産課 ☎513-36 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会
	安定に必要な資金をとします。 【申込方法】取扱金融機関へ漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者をといるでは、 【資金の使途】指定水産動植物(かき、あさりをと)の種苗の購入または育成に必要な資金	県農林水産局水産課 ☎513-36 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会
说金•納付全	安定に必要な資金をとします。 【申込方法】取扱金融機関へ漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者をといる。 【資金の使途】指定水産動植物(かき、あさりをと)の種苗の購入または育成に必要な資金 【申込方法】取扱金融機関へ	県農林水産局水産課 ☎513-36 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会 ☎247-23
	安定に必要な資金をとしては、	県農林水産局水産課 ☎513-36 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会 ☎247-23 市民税課法人課税係
刀減免・免除	安定に必要な資金をとしては、 【申込方法】取扱金融機関へ 漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者をとして、 【資金の使途】指定水産動植物(かき、あさりをと)の種苗の購入または 育成に必要な資金 【申込方法】取扱金融機関へ 税金 本のでして、 ・おさりをといる。 は、 ・おさりをといる。 は、 ・おさりをといる。 は、 ・おさりをといる。 は、 ・おさりをといる。 は、 ・おさりをといる。 は、 ・おさりをといる。 は、 ・おさりをといる。 は、 ・おさりをといる。 は、 ・おさりをといる。 は、 ・おさりをといる。 ・おものは、 ・おものは、 ・またりを、 ・またりを	県農林水産局水産課
の減免・免除 などに関する	安定に必要な資金をとしては、 【申込方法】取扱金融機関へ 漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者をとして、 【資金の使途】指定水産動植物(かき、あさりをと)の種苗の購入または育成に必要な資金 【申込方法】取扱金融機関へ 税金 、法人市民税・事業所税の申告期限の延長 、法人市民税・事業所税のについて、期限までに申	県農林水産局水産課
の減免・免除 などに関する	安定に必要な資金をとしては、 【申込方法】取扱金融機関へ 漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者をとして、 「資金の使途】指定水産動植物(かき、あさりをと)の種苗の購入または 育成に必要な資金 【申込方法】取扱金融機関へ 税金 、大市民税・事業所税の 申告期限の延長 法人市民税・事業所税の について、期限までに申 告書を提出することが困	県農林水産局水産課 ②513-36 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会 ②247-23 市民税課法人課税係 ③504-2093、20504-21
の減免・免除 などに関する	安定に必要な資金をとしては、中込方法】取扱金融機関へ漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者をとして、あさりをとりの種苗の購入または育成に必要な資金 【申込方法】取扱金融機関へ 税金 は、中間の延長 法人市民税・事業所税の申告期限の延長 について、期限までに申告書を提出することが困難な場合には、申請により	県農林水産局水産課
の減免・免除 などに関する	安定に必要な資金をとしては、中込方法】取扱金融機関へには対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者をとして、あさりをとりの種苗の購入または育成に必要な資金をである。というなどのでは、中では、事に関いでは、事にのいて、期限の延長を表して、期限の延長を表して、期限の延長を表して、期限の延長を表して、期限の延長を表して、期限の延長を表して、期限の延長を表して、期限の延長を表して、期限を延長する制度	県農林水産局水産課 □ 513-36 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会 □ 247-23 市民税課法人課税係 □ 504-2093、回 504-21
の減免・免除 などに関する	安定に必要な資金をとしては、中込方法】取扱金融機関へ漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者をとして、あさりをとりの種苗の購入または育成に必要な資金 【申込方法】取扱金融機関へ 税金 は、中間の延長 法人市民税・事業所税の申告期限の延長 について、期限までに申告書を提出することが困難な場合には、申請により	県農林水産局水産課 □ 513-36 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会 □ 247-23 □ 市民税課法人課税係 □ 504-2093、回 504-21 □ 市収納対策部各課
の減免・免除 などに関する	安定に必要な資金をとしている。 【申込方法】取扱金融機関へ 漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者をとして、 「資金の使途」指定水産動植物(かき、あさりをと)の種苗の購入または 育成に必要な資金 【申込方法】取扱金融機関へ 税金 大市民税・事業所税の 申告期限の延長 法人市民税・事業でにが困難と について、期限を手には、申請にの 難な場合には、申請にといる。 類限を延長する制度 徴収猶予の特例	県農林水産局水産課
の減免・免除 などに関する	安定に必要な資金をとしている。 【申込方法】取扱金融機関へ 漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者をとして、 「資金の使途」指定水産動植物(かはき、あさりをと)の種類の職別のでは、 青成に必要な資金 【申込方法】取扱金融機関へ 税金 大の中告別限の延長・事までといる。 一般では、ものでは、またののでは、またののでは、またのでは、またのでは、またののでは、またののでは、またののでは、またののでは、またののでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またでは、またのでは、またでは、またのでは、またのでは、またのでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、また	県農林水産局水産課 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会 ②247-23 市民税課法人課税係 ③504-2093、図504-21 市収納対策部各課 各課共通図249-39 徴収第一課 中区 ☎504-0131、504-01
の減免・免除 などに関する	安定に必要な資金をとしている。 【申込方法】取扱金融機関へ 漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症に対象と対象とは、 により経営の維持安全動植物では、 なった漁業者をとして、 【資金の使途】指定水産動植物では、 できるのでは、 でいるののでは、 でいるのでいるでは、 でいるのでは、 でいるのでいるのでいるでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるで	県農林水産局水産課 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会
税金・納付金 の減免・免除 など こと	安定に必要な資金をとしている。 【申込方法】取扱金融機関へ 漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染難とのは にはなった漁業者できる。 【資金の使途】指定水産動植物(かはの変金 【資金の使途】指種苗の できるのでは、の資金 【申込方法】取扱金融機関へ 一部である。 一部である。 「は、あるでは、 一部である。 「は、ののでは、 一部である。 一部である。 「は、ののでは、 一部である。 「は、ののでは、 一部である。 「は、ののでは、 一部である。 一部である。 「は、 一部である。 「は、 一部である。 「は、 一部である。 「は、 一部である。 「は、 一のでは、	県農林水産局水産課 □ 513-36 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会 □ 247-23 市民税課法人課税係 □ 504-2093、回 504-21 市収納対策部各課 日課 各課共通回 249-39 徴収第一課 中区 □ 504-0131、504-01 南区 □ 504-0132、504-01 徴収第二課
の減免・免除 などに関する	安定に必要な資金をというでは、 (中込方法)取扱金融機関へ 漁業近代化資金 【対象】新型コナウイルス感染業とのは、 に対象との維持では、のでは、 はなったのでは、のででは、のでは、 では、のでは、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、ののでは、 では、ののでは、 では、ののでは、 では、ののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	県農林水産局水産課 □ 513-36 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会 □ 247-23 市民税課法人課税係 □ 504-2093、回504-21 市収納対策部各課 □ 各課共通回249-39 徴収第一課 □ □ 504-0131、504-01 南区 □ 504-0132、504-01 徴収第二課 □ 西区 □ 504-0211、504-02
の減免・免除 などに関する	安定に必要な資金をとしては、本語のでは、本語のは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語の	県農林水産局水産課 「取扱金融機関」 県信用漁業協同組合連合会 「取扱金融機関」 県信用漁業協同組合連合会 「な247-23 市民税課法人課税係 「な504-2093、図504-21 市収納対策部各課 各課共通図249-39 徴収第一課 中区 「な504-0131、504-01 南区 「な504-0132、504-01 徴収第二課 西区 「な504-0211、504-02 504-02
の減免・免除 などに関する	安定に必要な資金をとしては、	県農林水産局水産課 □ 513-36 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会 □ 247-23 □ 市民税課法人課税係 □ 504-2093、回 504-21 □ 市収納対策部各課 □ 各課共通回 249-39 徴収第一課 □ 中区 □ 504-0131、504-01 南区 □ 504-0132、504-01 徴収第二課 □ □ □ 504-0211、504-02
の減免・免除 などに関する	安定に必要な資金をとしては、本語のでは、本語のは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語の	県農林水産局水産課 □ 513-36 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会 □ 247-23 □ 市民税課法人課税係 □ 2504-2093、回 504-21 □ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
の減免・免除 などに関する	安定に必要な別級金融機関へ 漁業近代化資金 【対象】新型コナウ安 を	県農林水産局水産課
の減免・免除 などに関する	安定に必要な資金をできる。 【申込方法】取扱金融機関へ 漁業近代化資金 【対象】新型コナウマウン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	県農林水産局水産課 □ 13-36 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会 □ 247-23 市民税課法人課税係 □ 2504-2093、回 504-21 市収納対策部各課 日本 2504-0131、504-01 南区 □ 504-0132、504-01 徴収第二課 西区 □ 504-0211、504-02 佐伯区 □ 504-02 佐伯区 □ 504-02 安芸区 □ 504-03

区分			問い合わせ先
税金・納付金		, , , ,	/ 徴収第四課
の減免・免除			安佐南区
などに関する			☎ 504-0411、504-0412
こと			安佐北区
			☎ 504-0413、504-0414
			特別滞納整理課
			高額滞納分 ☎504-2128
	水道・下	水道料金と下水道使用料	水道局中央営業所各営業係
	水道	の支払い期限の猶予	中 ☎221-5522、ᢍ511-6925
		77377777	東 ☎511-6922、厰511-6925
			南 ☎511-6933、 221-3060
			西 ☎511-6944、ጨ221-3060
			中央以外の各営業所
			安佐南 ☎831-4565、 877-0679
			安佐北 ☎819-3958、 814-8859
			安芸 ☎821-4949、 823-6624
			佐伯 ☎923-4121、ໝ922-6985
			水道局営業課庶務係
			☎ 511−6832、 2 221−3110
			下水道局管理課使用料係
			☎ 241-8258、 ☎ 248-8273
	その他	広島港宇品旅客ターミナ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		ル、県営さん橋および市	☎ 504-2337
		営さん橋などの港湾施設	
		の係船料や使用料につい	
		て、納付期限を来年3月	
		31日まで延長できます	
償還条件など	下水道事	業受益者負担金と下水道	下水道局計画調整課調整係
の緩和に関す	事業分担	3金の徴収猶予	☎ 504−2406、 1 504−2429
ること			
その他の相談	県行政書	士会による新型コロナウ	広島県行政書士会事務局
などに関する	イルス感	染症対策無料電話相談	
こと			☎ 249-2480
	コロナ	ウイルス感染症関連の中	
	小企業支 【受付期	- ウイルス感染症関連の中 2接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日	
	小企業支 【受付期	ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談 [®] 。	
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を	-ウイルス感染症関連の中 z援施策に関する相談 ^を と 間】5月26日火までの平日 00~16:00 ※相談時間内 を事務局で受け付け後、対	
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	-ウイルス感染症関連の中 z援施策に関する相談 ^を と 間】5月26日火までの平日 00~16:00 ※相談時間内 を事務局で受け付け後、対	各区地域支えあい課
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 ☎ 504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 な504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 ☎504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 ☎504-2109、504-2528 励504-2175 東区 ☎568-7735、568-7725
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 か504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 ☎504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 な504-2109、504-2528 励504-2175 東区 な568-7735、568-7725 励568-7781 南区 な250-4133、250-4108 励254-9184 西区 な294-6384、294-6235
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 ☎504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 な504-2109、504-2528 図504-2175 東区 な568-7735、568-7729 図568-7781 南区 な250-4133、250-4108 図254-9184 西区 な294-6384、294-6311 安佐南区
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 な504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 か504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 ☎504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 か504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 か504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 か504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 ☎504-2109、504-2528 〒504-2175 東区 ☎568-7735、568-7725 〒 〒区 ☎250-4133、250-4108 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 か504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 か504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 か504-2109、504-2528 脚504-2175東区 か568-7735、568-7729 脚568-7781南区 か250-4133、250-4108 脚254-9184 西区 か294-6384、294-6235 脚294-6311安佐南区 か831-4944、831-4942 脚870-2255安佐北区 か819-0616、819-0586 脚819-0602安芸区 か821-2820、821-2809 脚821-2832 佐伯区 か943-9733、943-9731
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 か504-2109、504-2528
	小企業支 【受付期! 火曜13: の電話を 応会員か	- ウイルス感染症関連の中 接施策に関する相談**』 間】5月26日似までの平日 00~16:00 ※相談時間内 事務局で受け付け後、対 いら相談者に連絡します	各区地域支えあい課 中区 か504-2109、504-2528 脚504-2175東区 か568-7735、568-7729 脚568-7781南区 か250-4133、250-4108 脚254-9184 西区 か294-6384、294-6235 脚294-6311安佐南区 か831-4944、831-4942 脚870-2255安佐北区 か819-0616、819-0586 脚819-0602安芸区 か821-2820、821-2809 脚821-2832 佐伯区 か943-9733、943-9731

給付金の詐欺に注意!

絶対に教えない! 渡さない!

- ●暗証番号 ●通帳 ●口座番号 ●キャッシュカード ●マイナンバー
- 市区町村や国などが以下を行うことは絶対にありません
- ★ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすること
- ★メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな?」と思ったらご相談を)

- ·消費者ホットライン ☎188 (局番なしの3桁)
- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン

☎0120-213-188(フリーダイヤル)

・お近くの警察署 ・警察相談専用電話 ☎♯9110